

平成30年度 第3回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年6月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成30年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名  
 欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	蕓澤芳子	
	○	2	佐藤新一	
	○	3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		塩川久	

## 平成30年度 第3回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成30年6月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 28 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  7 番 中澤 正規 委員  8 番 桜井 誠 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 出（2アール未満の転用）について 県営土地改良事業施工に伴う許可不要の農地転用に 関する届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画 変更承認申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他  閉会宣言 14 時 41 分

# 平成30年度第3回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第3回魚沼市農業委員会総会は、平成30年6月25日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

定刻前ではございますが、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告させていただきます。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、整理番号2番佐藤新一委員、整理番号3番渡邊正一委員の2名です。小幡委員に関しましては30分程度遅れるということです。出席者数は17名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第3回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

(時刻は13時28分)

上村会長  
(挨拶)

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては別にございませぬ。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

特にございませぬ。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

私どもの部会も特にございませぬ。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

今主要会の報告の中でありましたが、6月12日に守門庁舎において午後6時半から事務局長、事務局、2法人、入広瀬と農耕舎ですが、それに農業委員、推進委員で座談会を行いました。以上です。

広報部会長（中澤正規委員）

特段ございません。

議長（上村会長）

それでは、ただいま報告事項がそれぞれあったわけですが、皆様方から質問等ありましたら、お願いいたします。

なお、6月19日に中越協議会総会並びに6月22日に通常総会というようなことで、法人化したということから、役員いわゆる理事並びに会長、副会長というようなことでございますけれども、役員2名の任期が切れ、人選が行われました。その中で、新潟県の農業会議の会長につきましては、引き続き村上市農業委員会の石山会長がなるということですし、副会長には上越市農業委員会の荒川会長、また長岡市農業委員会の高橋会長が、それぞれ留任というようなことでございます。また、理事につきましても各地区から9名ほど出ているんですけれども、留任というかたちの中で役員改正が行われたということでございます。

（特になし）

それでは、特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号7番中澤正規委員及び議席番号8番桜井誠委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」について、今月は5件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

ただいま事務局より説明がありました。報告第1号は事前配付ということで、目をとおしていただいたと思います。内容について、質問・ご意見ありましたらお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは異議なしと認め、届出のとおり承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の5ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は25件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後市内の方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、届出のとおり承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について （2アール未満の転用）

議 長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について事務局の説明をお願いします。

事務局（塩川副参事）

議案書 7 ページをお願いします。

日程第 3 報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」について、今月の申請は 3 件です。

整理番号 1 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 103 m<sup>2</sup>  
転用目的 農機具格納庫

整理番号 2 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 36 m<sup>2</sup>  
転用目的 農作業所・農機具格納庫

整理番号 3 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 畑 78 m<sup>2</sup>  
転用目的 農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第 3 号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、届出のとおり承認することといたします。

## 県営土地改良事業施工に伴う許可不要の農地転用に関する 届出に対する意見について

議長（上村会長）

日程第 3 報告第 4 号「県営土地改良事業施工に伴う許可不要の農地転用に関する届出に対する意見」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（塩川副参事）

議案書 9 ページをお願いします。

日程第 3 報告第 4 号「県営土地改良事業施工に伴う許可不要の農地転用に関する届出に対する意見」について、魚沼地域振興局より農業委員会の意見を求められています。本件は現在、\*\*\*\*地内で行っている県営土地改良事業で発生した工事残土を\*\*\*\*地内の県営土地改良事業予定地内に仮置きし、今年度 10 月頃採択予定の基盤整備事業、\*\*\*\*地区の工事に利用するため、一時的に仮置きをしたいものです。なお、申請地は土地所有者\*\*\*\*及び耕作者\*\*\*\*との承諾を得ております。

整理番号1 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田ほか5筆 合計2,686㎡  
転用目的 経営体育成基盤整備事業で発生する残土の仮置き場

議長（上村会長）

報告第4号につきまして、事務局に続いて、地区担当委員の補足・調査説明ありましたらお願いいたします。

佐藤正喜委員

整理番号1ですが、たまたまこの仮置き場は何年も荒れ地になっておりまして、ここは\*\*\*\*のすぐ下なので、水が下から噴き出るような場所なので、その東側はかつて私が勤めていた会社なので、この地域については良く分かりますので、こうやって利用してもらえばいいなというような感じでございます。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第4号「県営土地改良事業施工に伴う許可不要の農地転用に関する届出に対する意見」について、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは異議なしと認め、届出のとおり承認することとし、相当の意見を付して進達することにいたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書11ページをお願いいたします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は賃借権の設定7件、使用貸借権の設定30件、合計37件です。

整理番号1番から34番までは\*\*\*\*との貸借契約の更新による案件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田ほか3筆 合計3,961㎡  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
権利種別 賃借権設定 \*\*\*\*円/10a

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田ほか8筆 合計9,520.42㎡  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*

	権利種別	賃借権設定	*****円/10a
整理番号 3	申請地	*****	田 808 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****	
	借受人	*****	
	権利種別	賃借権設定	*****円/10a
整理番号 4	申請地	*****	田ほか 5 筆 合計 2,135 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****	
	借受人	*****	
	権利種別	賃借権設定	*****円/10a
整理番号 5	申請地	*****	田 791 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****	
	借受人	*****	
	権利種別	賃借権設定	*****円/10a
整理番号 6	申請地	*****	田 745 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****	
	借受人	*****	
	権利種別	賃借権設定	*****円/10a
整理番号 7	申請地	*****	田ほか 1 筆 合計 1,689 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****	
	借受人	*****	
	権利種別	賃借権設定	*****円/10a
整理番号 8	申請地	*****	田ほか 1 筆 合計 1,800 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****	
	借受人	*****	
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間
整理番号 9	申請地	*****	田 493 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****	
	借受人	*****	
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間
整理番号 10	申請地	*****	田ほか 10 筆 合計 6,208 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****	
	借受人	*****	
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間
整理番号 11	申請地	*****	田ほか 10 筆 合計 10,221 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****	
	借受人	*****	
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間

整理番号 12	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 使用貸借権設定	田 1,311 m <sup>2</sup>   5 年間
整理番号 13	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 使用貸借権設定	田 955 m <sup>2</sup>   5 年間
整理番号 14	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 使用貸借権設定	田ほか 12 筆 合計 13,482 m <sup>2</sup>   5 年間
整理番号 15	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 使用貸借権設定	田ほか 5 筆 合計 8,207 m <sup>2</sup>   5 年間
整理番号 16	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 使用貸借権設定	田ほか 4 筆 合計 3,835 m <sup>2</sup>   5 年間
整理番号 17	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 使用貸借権設定	田ほか 9 筆 合計 5,247 m <sup>2</sup>   5 年間
整理番号 18	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 使用貸借権設定	田ほか 5 筆 合計 4,272 m <sup>2</sup>   5 年間
整理番号 19	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 使用貸借権設定	田ほか 9 筆 合計 3,632 m <sup>2</sup>   5 年間
整理番号 20	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 使用貸借権設定	田ほか 3 筆 合計 2,370 m <sup>2</sup>   5 年間
整理番号 21	申請地 貸付人	***** *****	田ほか 14 筆 合計 8,389 m <sup>2</sup>

	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 22	申請地	*****	田ほか7筆	合計 5,411 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 23	申請地	*****	田ほか3筆	合計 1,910 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 24	申請地	*****	田ほか5筆	合計 4,003 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 25	申請地	*****	田ほか7筆	合計 4,008 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 26	申請地	*****	田ほか1筆	合計 2,508 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 27	申請地	*****	田 1,069 m <sup>2</sup>	
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 28	申請地	*****	田ほか3筆	合計 4,007 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 29	申請地	*****	田ほか5筆	合計 6,469 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 30	申請地	*****	田ほか3筆	合計 4,701 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	

整理番号 31	申請地	*****	田	1,353 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 32	申請地	*****	田ほか1筆	合計 2,569 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 33	申請地	*****	田ほか2筆	合計 2,287 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 34	申請地	*****	田ほか1筆	合計 1,644 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	

申請の理由は、\*\*\*\*\*との5年間の貸借契約が満了となり、契約更新のため申請があったものです。なお、\*\*\*\*\*への貸付けということで、解除条件付きの貸借契約となっております。

整理番号 35	申請地	*****	田ほか5筆	合計 3,647 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人と借受人は兄弟であり、貸付人が高齢等で耕作できないため、借受人との貸借の話がまとまり、申請があったものです。以前より作業を手伝っていたとのことで、経験年数は十分ありますし、農機具は所有しておりませんが、作業委託をしながら効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

次の整理番号 36 番、37 番は、農業者年金の受給にかかる再設定です。内容につきましては事前配付のとおりです。

以上、整理番号 1 番から 34 番につきましては、議案書に記載のあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、農地法第 3 条第 3 項各号にある解除条件などが設定されておりますので、要件の全てを満たすと考えます。

整理番号 35 番から 37 番は、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

それでは議案第 1 号、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

渡邊弘義委員

整理番号 1 番から 34 番まで全部\*\*\*\*\*さんが借りるということで、大量にありましたので、推進委員の浅井さんと酒井さんと 3 人で手分けをしまして現地確認、電話なり直接訪問ということでお会いしました。

佐藤廣治委員

整理番号 35 番ですが、\*\*\*\*\*さんは\*\*\*\*\*さんの義理の兄なんだそうでございます。6 年前に魚沼市に来まして、すぐ目と鼻の先にある家なんですけど、奥さんの実家を手伝っていると。職業は自営業で別に職を持っておりますけども、そういう関係なんだそうです。それで、耕作をする人を探していたのですが、なかなか見つからないということで、\*\*\*\*\*さんが直接借りて耕作を、先ほど説明がありましたように作業委託で、ほとんどの農作業は作業委託に出して、田の管理をやって耕作をするということだそうでございます。非常にまじめな方で実家を手伝うというふうに言っておられました。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

登記簿地目に田以外が何件か見受けられるんですけども、これは昭和 45 年以前からすでに田んぼになっていたのかどうか、少し確認したいです。あと、15 番で現況山林と出ているんですけども、本当にそれも山林なんのでしょうか。例えば 45 年以降に原野等を田んぼにした場合は確か国の開田抑制に引っかかりますけれども、それ以前に自分で自己開田で田んぼにして登記しなかったというのであれば、その辺確認できるのでしょうか。

議 長（上村会長）

今、登記の関係で、登記また現況という部分ということですが、事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

あとで確認をして報告をしたいと思います。

議 長（上村会長）

それでは、確認お願いいたします。

他にどうでしょうか。

（特になし）

先ほど、質問の件については後ほど事務局から回答するということですが、現状、現況を確認するということの中での審議というかたちになります。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、賃借権設定に係る賃借権に関する整理番号 1 番から 7 番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、賃借権設定に係る使用賃借権設定に関する整理番号 8 番から 37 番

について、申請のとおり許可することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から37番まで異議なしと認め、申請のとおり許可することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可後の 事業計画変更承認申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書の23ページをお願いします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請」について、今日は1件となっております。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	***** 雑種地 279 m <sup>2</sup>
	当初計画目的	携帯電話基地局の作業ヤード
	変更転用目的	許可期間の変更
	申請理由	降雪により工事が中止せざるを得なくなり、当初の許可期間、平成29年11月15日から平成30年1月31日を、平成30年8月30日まで期間延長とするものです。

議 長（上村会長）

ただいま、議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請」については、申請のとおり承認することを決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することを決定し、県に進達することといたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書 25 ページをお願いします。

\*\*\*\*\*委員につきましては、議事参与の制限ということでございまして、退席をしていただきます。

（\*\*\*\*\*退席）

議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は 1 件です。

整理番号 1	申請地	*****	田ほか 3 筆	合計 442 m <sup>2</sup>
	農地区分	第三種農地		
	申請人	*****		
	申請理由	駐車場確保		
	転用目的	駐車場の建設（12 台分）		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められている第一種中高層住居専用地域内にあるため。		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。申請地の一部に東北電力株式会社の送電線鉄塔が建てられている為、耕作に適しておらず、\*\*\*\*\*等の駐車スペースを確保するため、この度申請があったものです。

議 長（上村会長）

それでは、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

富永虎良委員

整理番号 1 番ですが、土曜日に代理人から電話をもらって、現地へ行って見ました。現地は東北電力の鉄塔が建っている場所で、地役権の関係についても、特別現地を見た限り問題はないかと思えます。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号 1 番については、申許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可相当に決定し県に進達することといたします。

（\*\*\*\*\*委員着席）

## 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（塩川副参事）

議案書の27・28ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は8件です。

なお整理番号1番から3番及び7番、8番は関連があります。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田ほか3筆 合計612㎡  
農地区分 農用地区域  
権利種別 賃借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 前年からの砂利採取事業を隣接地で継続する  
転用目的 砂利採取  
判断理由 土石その他の資源の採取のため。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田 2,366㎡  
農地区分 農用地区域  
権利種別 賃借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 前年からの砂利採取事業を隣接地で継続する  
転用目的 砂利採取  
判断理由 土石その他の資源の採取のため。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田 2,976㎡  
農地区分 農用地区域  
権利種別 使用賃借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 前年からの砂利採取事業を隣接地で継続する  
転用目的 砂利採取  
判断理由 土石その他の資源の採取のため。

申請地は\*\*\*\*の農地です。前年より隣接地の砂利採取事業を実施しており、今回の砂利採取計画は、隣接地で継続採取するため、申請があったものです。

なお、3,000㎡以上の農地転用となりますので、7月17日の第28回常設審議委員会に諮問することとなります。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田 414㎡  
農地区分 第三種農地  
権利種別 所有権移転 売買  
譲渡人 \*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 住宅1棟2階建て及びカーポート  
転用目的 一般住宅建築用敷地  
判断理由 都市計画法による用途地域、準工業地域であるため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。譲受人は現在夫の実家で生活しておりますが、家族を増やすことを考えると手狭になり、自己の住宅を建築する旨、申請があったものです。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田 122 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 使用貸借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 携帯電話基地局建設工事に伴う工事ヤード、資材置場  
転用目的 工事ヤード、資材置場  
判断理由 中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。携帯電話基地局設置に伴う工事ヤード資材置場を設置する旨、この度申請があったものです。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 田ほか5筆 1,290.12 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 賃借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 事業拡大で敷地の造成及び整備工場と建物の立替え  
転用目的 敷地の造成、工場及び建物の建設  
判断理由 都市計画法に規定する工業地域であるため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。事業規模拡大を図るため、この度申請があったものです。

整理番号7 申請地 \*\*\*\* 畑 188.19 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 使用貸借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 携帯電話基地局設置のための工事ヤード  
転用目的 携帯電話基地局設置のための工事ヤード  
判断理由 中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

整理番号8 申請地 \*\*\*\* 畑 14.09 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 使用貸借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 携帯電話基地局設置のための工事ヤード

転用目的 携帯電話基地局設置のための工事ヤード

判断理由 中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。携帯電話基地局設置のため、この度申請があったものです。

なお、本議案の整理番号6につきましては、今年21日に地区担当の\*\*\*\*\*委員らが現地を確認したとの報告を受けており、併せて事務局説明のとおりで特に問題がない旨、付け加えてほしいという電話連絡を受けておりますので、お伝えをいたします。以上です。

議長（上村会長）

それでは、事務局の説明が終わりました。続いて地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番から3番ですが、今回は非常に早く6月6日に\*\*\*\*\*から連絡が来て、後日現場を確認してきました。砂利採取のための転用ですので、別に問題ないと思います。

櫻井信夫委員

整理番号4番ですが、申請代理人の行政書士から連絡を受けまして、現地を確認しました。事務局の説明どおり、偽りありません。

櫻井 誠委員

整理番号5番ですが、22日に現場確認とお母さんに話を聞いてきました。現場は今現在空き地となっていて、別段問題はないと思います。

議長（上村会長）

6番、7番、8番につきましては、事務局の説明のとおりということでございます。

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号7番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号8番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から8番まで異議なしと認め、許可相当に決定し意見を付して県に進達することといたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書の29ページをお願いします。

議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は3件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか10筆	合計1,239.9㎡
	申請者	*****		
	非農地の原因	20年以上前から耕作されていないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。		
整理番号2	申請地	*****	田	446㎡
	申請者	*****		
	非農地の原因	40年以上前から耕作されていないため、山林・原野化しており農地として復元することが困難なため。		
整理番号3	申請地	*****	田	649㎡
	申請者	*****		
	非農地の原因	50年以上前から耕作されていないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。		

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容等について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号1番から3番まで申請のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請のとおり決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の31ページをお願いします。

日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 2件  
筆数 2筆  
面積 7,963㎡

なお、詳細については、事前配付のとおりです。  
所有権移転は、今月はありませんでした。

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受けるものの備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、議案第6号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、計画のとおり決定することといたします。

## その他

事務局

・特になし

議 長（上村会長）

それでは、本日提案いたしました報告・議案それぞれの事項につきましては、慎重審議が全て終了しました。大変ありがとうございました。

（時刻は14時41分）

上記会議の内容は、平成30年度第3回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---